

国立大学法人富山大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が100分の10の範囲内でこれを増額し又は減額することができるとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成17年度人事院勧告を参考に、12月1日付けで報酬月額0.3%の引き下げ改定を実施し、12月期の期末特別手当は0.025月分引き上げた。

理事

平成17年度人事院勧告を参考に、12月1日付けで報酬月額0.3%の引き下げ改定を実施し、12月期の期末特別手当は0.025月分引き上げた。

理事(非常勤)

非常勤職員の日額決定方式を準用した上で端数処理し報酬額を決定しているが、基礎となる報酬月額を0.3%引き下げた上での計算結果が従前の額と同一であったことから改定を行わなかった。

監事

平成17年度人事院勧告を参考に、12月1日付けで報酬月額0.3%の引き下げ改定を実施し、12月期の期末特別手当は0.025月分引き上げた。

監事(非常勤)

非常勤職員の日額決定方式を準用した上で端数処理し報酬額を決定しているが、基礎となる報酬月額を0.3%引き下げた上での計算結果が従前の額と同一であったことから改定を行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長 (⁶ / ₁₂ 人)	9,061	6,398	2,663	0	10月1日1名	
理事 (³⁰ / ₁₂ 人)	37,428	26,382	10,985	61 (通勤手当)	10月1日5名	
理事 (非常勤) (⁶ / ₁₂ 人)	1,224	1,224	0	0	10月1日1名	
監事 (⁶ / ₁₂ 人)	6,682	4,686	1,950	46 (通勤手当)	10月1日1名	
監事 (非常勤) (⁶ / ₁₂ 人)	1,440	1,440	0	0	10月1日1名	

本学は平成17年10月1日に設立された法人であり、各役員については1月を1/12人(1人につき10～翌年3月で6/12人)と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長A	2,405	1	6	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人富山大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
法人の長B	2,405	1	6	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人富山医科薬科大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
理事A	2,038 (53,707)	1 (38)	6 (6)	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人富山大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
理事B	2,229 (58,746)	1 (37)	6 (6)	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人富山医科薬科大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
理事C	1,584 (12,883)	1 (12)	6 (1)	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人高岡短期大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
理事 (非常勤)						該当者なし
監事A	1,761	1	6	H17.9.30	1.0	旧国立大学法人富山大学の役員としての在職期間における職務実績の評価を行い、業績助案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
監事 (非常勤)						該当者なし

本学は平成17年10月1日に設立された法人であるが、前身となった法人の解散に伴う退職手当については、支給日においてその法人が存在しないため、承継法人である本学が前述のとおり支給したものである。また、参考情報として前身となった法人の役職員の給与水準の公表においても、重ねて額を記載した。

理事A、理事B及び理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、人事の活性化と人事配置の適正化を進めるとともに、教職員数の見直しを実施する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、毎年的人事院勧告を参考として適正な給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務評定及び勤務成績に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給	1年間良好な成績で勤務した者には、1号給上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数又は必要在級年数を有する者は、上位の職務の級に決定することができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。(給与法に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号給又は2号給上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

常勤職員については平成17年度人事院勧告を参考に、12月1日付けで報酬月額0.3%の引き下げ改定を実施し、12月期の勤勉手当・期末特別手当は0.025月分引き上げた。また配偶者に係る扶養手当について月額500円引き下げ、初任給調整手当は月額0～200円引き下げた。非常勤職員については特に改正を行っていない。

また、本学は平成17年10月1日に設立された法人であり、本学の給与制度は(法人設立時において)以下の点で前身となった旧3大学と異なる。なお文中に「給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」のことを指す。

〔通勤手当〕

- (新) 富山大学 交通機関利用者の手当額について平成16年3月以前の給与法に準拠し1ヶ月運賃を基礎として支給。
- (旧) 富山大学 交通機関利用者の手当額について平成16年3月以前の給与法に準拠し1ヶ月運賃を基礎として支給。
- (旧) 富山医科薬科大学 6ヶ月までの運賃を基礎として、その1/月数の額を月々支給。
- (旧) 高岡短期大学 6ヶ月までの運賃を基礎として、その1/月数の額を月々支給。

〔単身赴任手当〕

- (新) 富山大学 職務の命令等によらず単身となったため旧3大学或いは給与法において支給要件を満たした者については、一定の割合で減額する。
- (旧) 富山大学 職務の命令等によらず単身となったため給与法において支給要件を満たした者については、一定の割合で減額する(減額の期間は前述の(新)富山大学と異なる)。

- (旧)富山医科薬科大学 職務の命令等によらず単身となったため給与法において支給要件を満たした者についても、特に減額等を行わない。
- (旧)高岡短期大学 職務の命令等によらず単身となったため給与法において支給要件を満たした者については、一定の割合で減額する(減額の期間は前述の(新)富山大学と異なる)。

【本給の調整額】

- (新)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、業務内容、勤務箇所及び職種に応じ支給する(一部基礎額が給与法と異なる)。
- (旧)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、業務内容、勤務箇所及び職種に応じ支給する(一部基礎額が給与法と異なる)。
- (旧)富山医科薬科大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、業務内容、勤務箇所及び職種に応じ支給する。
- (旧)高岡短期大学 相当する手当は存在しない。

【教職調整額(及び一部管理職手当)】

- (新)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、本給月額4%の額を支給する。なお同手当受給者の管理職手当支給率は一部2%減。
- (旧)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、本給月額4%の額を支給する。なお同手当受給者の管理職手当支給率は一部2%減。
- (旧)富山医科薬科大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)高岡短期大学 相当する手当は存在しない。

【義務教育等教員特別手当】

- (新)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、本給月額のおよそ3%程度の額を支給する。
- (旧)富山大学 平成16年3月以前の給与法に準拠し、本給月額のおよそ3%程度の額を支給する。
- (旧)富山医科薬科大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)高岡短期大学 相当する手当は存在しない。

【期末特別手当】

- (新)富山大学 給与法に準拠し、夏季2.32月、冬季2.465月分を支給する。
- (旧)富山大学 給与法に準拠し、夏季2.32月、冬季2.465月分を支給する。
- (旧)富山医科薬科大学 給与法に準拠し、夏季2.32月、冬季2.465月分を支給する。
- (旧)高岡短期大学 相当する手当は存在しない。

【公開講座手当】

- (新)富山大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)富山大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)富山医科薬科大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)高岡短期大学 1時間につき2000円を支給する。

【安全衛生管理手当】

- (新)富山大学 衛生管理者及び産業医に月額5000円を支給する。
- (旧)富山大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)富山医科薬科大学 相当する手当は存在しない。
- (旧)高岡短期大学 衛生管理者に月額10000円、産業医に月額5000円を支給する。

なお、人事院勧告(及び現行の給与法)、社会情勢等の変化により、手当額等は見直されることがある。

2 職員給与の支給状況

本学は平成17年10月1日に設立された法人であるため、平成17年9月30日以前の給与額は平成17年10月給与に基づき推計した推計値であり、平成17年10月1日以降の給与額との合算値を年間給与額としている。

ただし、前身法人である「富山大学」からの承継職員で、平成17年4月1日から給与を減ぜられることのなかった職員については、旧富山大学での給与額を本学の給与額とみなし、同じく前身法人である「富山医科薬科大学」「高岡短期大学」からの承継職員で、平成17年4月1日から給与を減ぜられることのなかった職員については、通勤手当及び単身赴任手当以外の前身法人での給与額を本学の給与額とみなし、通勤手当及び単身赴任手当については平成17年10月給与に基づき推計した。

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1712	44.8	7,069	5,124	70	1,945
事務・技術	395	46.6	6,217	4,531	93	1,686
教育職種 (大学教員)	819	47.7	8,550	6,164	65	2,386
医療職種 (病院看護師)	324	36.0	4,908	3,588	49	1,320
技能・労務職種	36	52.5	5,391	3,953	71	1,438
教育職種 (附属高校教員)	24	39.4	6,968	5,147	90	1,821
教育職種 (附属義務教育学校教員)	38	40.3	6,798	5,007	84	1,791
医療職種 (病院医療技術職員)	70	42.2	5,648	4,113	79	1,535
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	42.0	5,412	3,959	39	1,453
指定職種	1					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

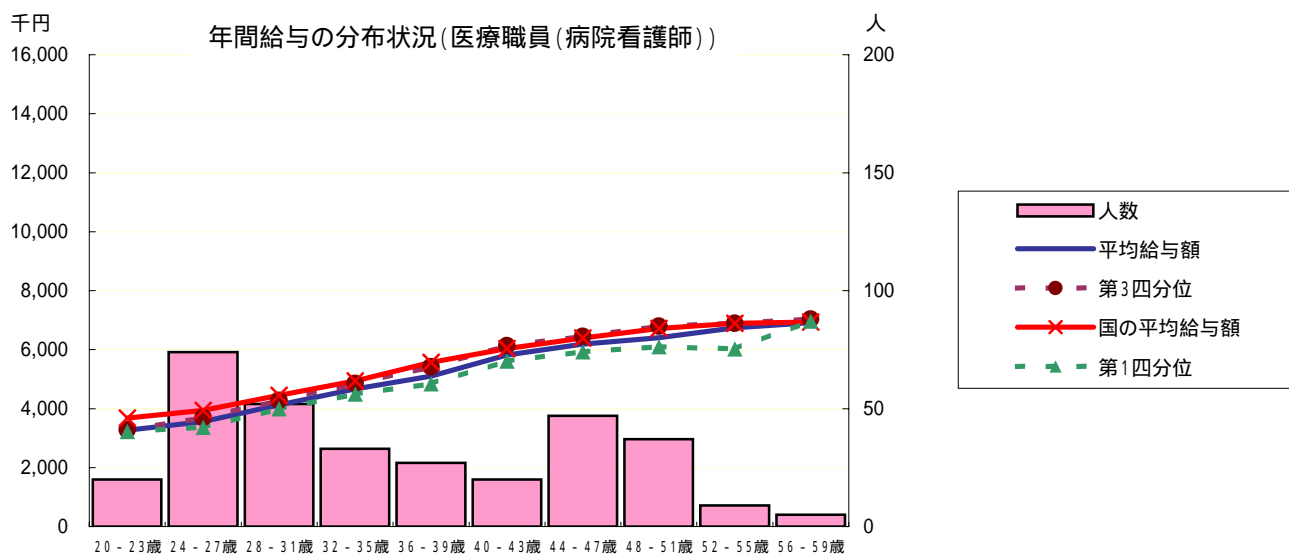
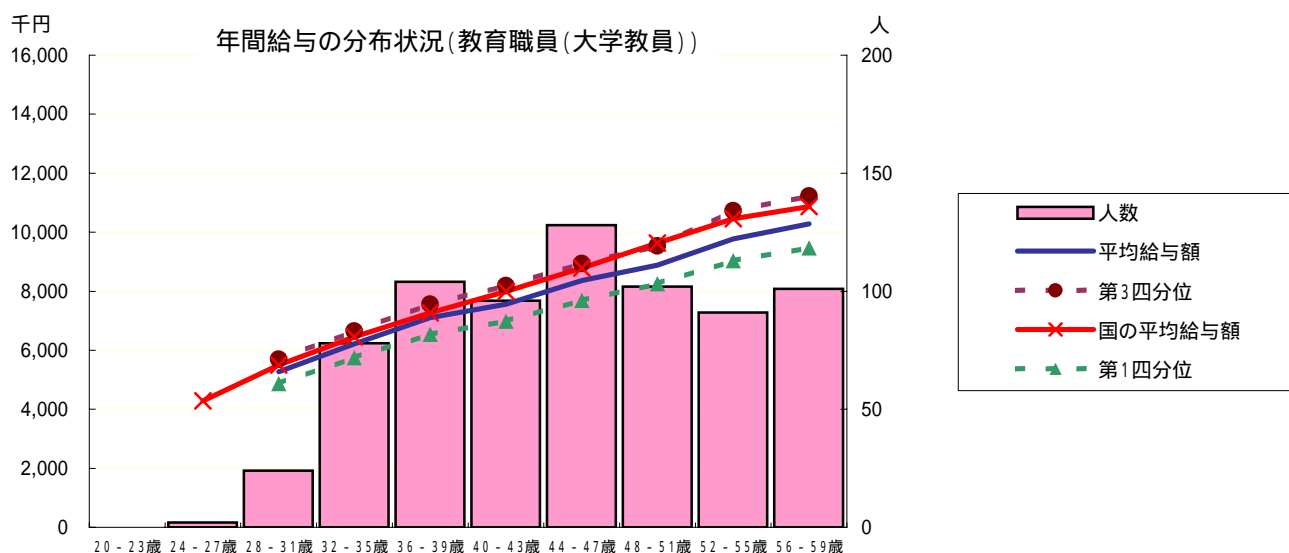
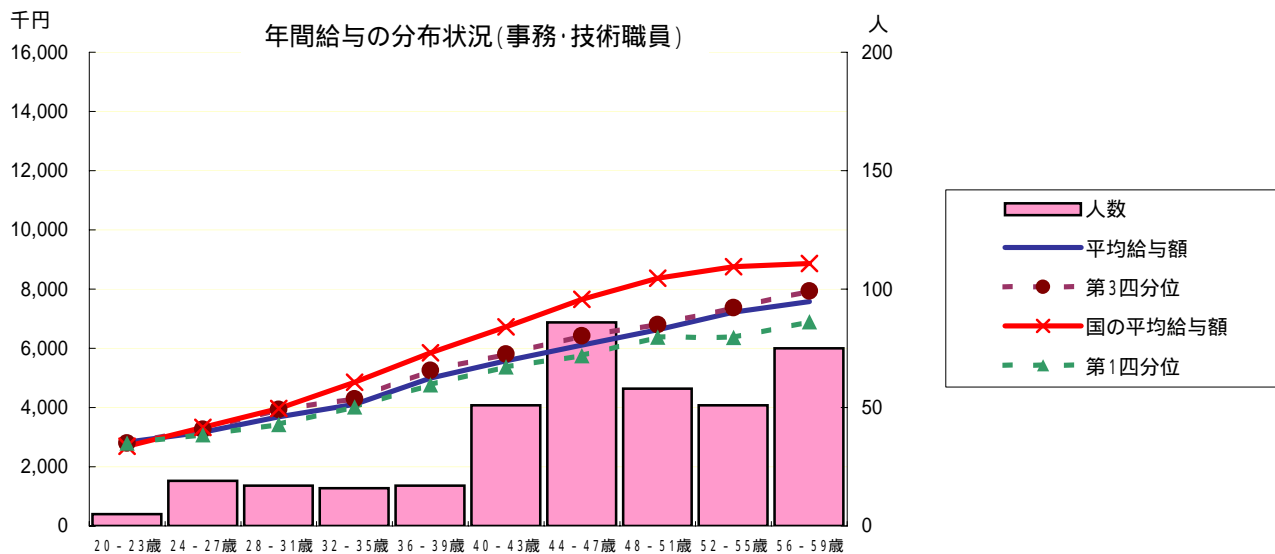
- ・技能・労務職種とは自動車運転手、調理師等である。
- ・教育職種(附属高校教員)とは、附属養護学校の教育職員である。
- ・教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園の教育職員を含む。
- ・医療職種(病院医療技術職員)とは、附属病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師等である。
- ・その他医療職種(医療技術職員)とは、附属学校に勤務する栄養士である。
- ・その他医療職種(看護師)とは、附属病院以外に勤務する看護師である。
- ・指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
- ・その他医療職種(医療技術職員)及び指定職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	53	38.0	3,041	2,679	69	362
事務・技術	14	52.9	3,688	2,723	51	965
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	30	33.1	2,691	2,691	49	0
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	6	26.2	3,247	2,406	212	841

- ・技能・労務職種とは、技能補佐員(調理師)である。
- ・医療職種(病院医療技術職員)とは、技術補佐員(薬剤師)、技術補佐員(眼科視能訓練士)、技術補佐員(診療放射線技師)である。
- ・教育職種(大学教員)及び医療職種(病院診療技術職員)については、該当者が1~2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

- ・常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- ・在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため省略した。
- ・常勤職員の医療職種(病院医師)については該当者がいないため省略した。
- ・非常勤職員の医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 教育職員(大学教員)の年齢24~27歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均給与額、第1第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	7	57.1	10,218	10,467	10,953
課長	25	56.4	8,125	8,656	9,209
課長補佐	42	55.6	7,011	7,201	7,382
係長	185	49.1	6,073	6,398	6,711
主任	83	43.0	5,148	5,373	5,746
係員	52	29.7	3,135	3,548	3,936

- ・課長には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。
- ・課長補佐には、課長補佐相当職である「専門員」及び「技術専門員」を含む。
- ・係長には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。
- ・係員とは、事務職員及び技術職員をいう。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	299	55.6	9,776	10,377	10,995
助教授	251	45.1	7,630	8,116	8,763
講師	82	42.9	7,020	7,423	8,160
助手	178	40.3	6,110	6,471	6,997
教務職員	9	42.2	5,096	5,464	5,833

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
副看護部長	3	53.5	-	7,203	-
看護師長	23	49.2	6,527	6,754	6,967
副看護師長	50	45.9	6,021	6,202	6,418
看護師	247	32.5	3,568	4,364	5,037

- ・看護師には、看護師相当職である「助産師」を含む。
- ・副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから四分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任	係長 専門職員	課長補佐 専門員	課長 事務長	課長 事務長
人員 (割合)	395 人	29 (7.3%) 人	33 (8.4%) 人	216 (54.7%) 人	71 (18.0%) 人	21 (5.3%) 人	17 (4.3%) 人
年齢(最高 ~最低)		32~23 歳	54~27 歳	59~36 歳	59~47 歳	59~52 歳	59~51 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,601~ 2,011 千円	4,048~ 2,396 千円	4,977~ 3,288 千円	5,419~ 4,309 千円	5,989~ 5,127 千円	7,333~ 6,008 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		3,432~ 2,750 千円	5,459~ 3,267 千円	6,827~ 4,508 千円	7,502~ 6,035 千円	8,154~ 7,231 千円	9,863~ 8,263 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		7 (1.8%) 人	1 (0.3%) 人	0 (%) 人	0 (%) 人
年齢(最高 ~最低)		59~53 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		8,108~ 6,792 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		11,183~ 9,547 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円

・8級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年齢以下を表示していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	819 人	9 (1.1%) 人	178 (21.7%) 人	86 (10.5%) 人	247 (30.2%) 人	299 (36.5%) 人	0 (%) 人
年齢(最高 ~最低)		55~30 歳	63~27 歳	64~29 歳	64~31 歳	67~39 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,797~ 3,339 千円	5,922~ 3,031 千円	6,565~ 3,667 千円	7,221~ 4,099 千円	9,432~ 5,449 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		6,556~ 4,479 千円	7,860~ 4,118 千円	9,041~ 5,153 千円	9,926~ 5,692 千円	13,345~ 7,655 千円	~ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	324人	人 (%)	247人 (76.2%)	50人 (15.4%)	23人 (7.1%)	3人 (0.9%)	1人 (0.3%)	0人 (%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 55~22	歳 58~33	歳 58~42	歳 59~49	歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 4,763~ 2,179	千円 5,134~ 3,775	千円 5,310~ 4,433	千円 5,162~ 4,958	千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 6,535~ 2,969	千円 7,033~ 5,176	千円 7,363~ 6,196	千円 7,358~ 7,024	千円 ~	千円 ~

・6級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年齢以下を表示していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.2	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.8	% 34.8
	最高~最低	% 46.4~31.4	% 43.0~29.4	% 42.9~30.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 68.7	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 31.3	% 32.4
	最高~最低	% 42.3~30.2	% 39.3~28.2	% 40.7~29.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 67.5	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 32.5	% 33.5
	最高~最低	% 42.5~32.2	% 43.2~29.7	% 40.8~31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 68.7	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 31.3	% 32.3
	最高~最低	% 42.2~30.0	% 37.9~29.3	% 38.3~29.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.3	67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1	31.7	32.8
	最高～最低	40.4～31.4	37.9～29.3	35.9～30.3

・医療職員(病院看護師)における管理職員は、該当者が1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

82.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.0

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

94.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.5

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

93.9

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.5

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,426,169	千円 14,150,217	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 1,001,542	千円 1,205,908	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 632,452	千円 1,463,596	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 966,306	千円 1,889,051	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 10,026,469	千円 18,708,772	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)

注) 本学は平成17年10月1日に設立されたことから、「前年度」欄には法人設立前の前身機関の平成16年度における金額の合算値を記載している。このため「比較増 減」欄及び「中期目標開始時(平成17年度)からの増 減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

中期目標において、「行政改革の重要事項」(平成17年12月24日閣議決定)に示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととし、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとした。

基準年度である平成17年度の「給与、報酬等支給総額」は14,345,826千円(本学は平成17年10月1日に設立されたことから、前身となった旧富山大学、旧富山医科薬科大学、及び旧高岡短期大学の「給与、報酬等支給総額」を合算している。)となった。また、同じく平成17年度の「人件費予算相当額」は14,512,852千円である。

なお、「非常勤役職員等給与」については、受託研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし